

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務（単価）
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 使用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 需要場所 鳥取県境港市大正町1番地先 水産庁船舶専用岸壁

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 水産庁から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成31年4月1日から有効な、平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一）の申請を行っている、又は行うことを確約すること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 5に基づく証明書を提出した者であること。
- (7) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 入札書の記載事項

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当所が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対課の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 水産庁境港漁業調整事務所総務係（鳥取県境港市昭和町9-1 「境港港湾合同庁舎1階」）
- (2) 日時 平成31年1月24日～平成31年2月14日 9時～17時（閉庁日を除く。）

5 証明書の提出

入札説明書に基づいて作成した証明書（別紙様式第13号、第14号）を以下のとおり提出すること。なお、証明書は分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たしている者を当該競争に参加させるものとする。

6 提出書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所 水産庁境港漁業調整事務所総務係（鳥取県境港市昭和町9-1 「境港港湾合同庁舎1階」）
- (2) 提出期限 平成31年2月14日 17時
- (3) 提出書類 証明書（別紙様式第13号、14号）及び 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 各1通

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 水産庁境港漁業調整事務所（鳥取県境港市昭和町9-1 「境港港湾合同庁舎1階」）
- (2) 日時 平成31年2月15日 15時
ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、平成31年2月14日17時必着とする。

8 入札の無効 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除

10 契約書作成の要否 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 その他の事項 本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成31年1月24日

分任支出負担行為担当官 境港漁業調整事務所長 鹿田 敏嗣

【お知らせ】

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)を御覧ください。

水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務仕様書

1 目 的 水産庁船舶専用岸壁で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。

2 需 要 場 所 水産庁船舶専用岸壁（鳥取県境港市大正町1番地先）

3 業種及び用途 船 舶

4 仕 様

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧 | 6,600V |
| (3) 計量電圧 | 6,600V |
| (4) 標準周波数 | 60Hz |
| (5) 受電容量・台数 | 300kVA |
| (6) 供給方式 | 一回線方式 |
| (7) 契約電力 | 151kW |

〔契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいうものであるが、ここでいう契約電力とは、直近3カ年における最大値を記している。〕

(8) 予定使用電力量 201,416kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(9) 予定力率 100%

(10) 電力量等の検針

自動検針装置 無

電力会社の検針方法 検針員による検針

計量器の構成 大崎電気工業(株) 電力需給用複合計器(普通級)
型 番 AM3E8-K40R
交流3相3線式 110V 5A 60Hz
計器定数 1,000パルス/kWs
パルス定数 50,000パルス/kWh
(パルス記号 AM)

(11) 需給地点 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6,600V側断路器電源側接続点

(12) 電気工作物の財産分界点 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6,600V側断路器電源側接続点

(13) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産分界点と同じ

5 契約期間 自 平成31年 4月 1日 午前0時
至 平成32年 3月31日 午後12時

6 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7 協議

詳細な事項及び本仕様書に定めない事項については、当庁担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当庁担当職員と協議して対応するものとする。

8 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 船舶には発電設備（500KVA×2台）を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 国が政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律(昭和 24 年法 256 号) 第 8 条第 1 項により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (5) 料金の請求・支払等に関する事務処理については、当庁担当職員と打ち合わせを行い、当庁担当職員の指示により対応するものとする。

平成31年度 水産庁船舶専用岸壁陸電設備 使用予定数量

使用月	① 契約電力 (kW)	需要場所	② 月間予定使用量 (kWh)
4 月	97kW	境港	16,477
5 月	151kW	境港	23,236
6 月	151kW	境港	8,822
7 月	151kW	境港	19,626
8 月	151kW	境港	38,736
9 月	151kW	境港	12,153
10 月	151kW	境港	23,458
11 月	151kW	境港	13,503
12 月	151kW	境港	10,473
1 月	112kW	境港	12,204
2 月	96kW	境港	8,261
3 月	117kW	境港	14,468
合 計			201,416

※ ① 契約電力 . . . 平成27年4月～平成30年12月の**最大値**

② 月間予定使用量 . . . 平成27年度～30年度の**平均値**

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数とする。）
 ②平成29年度の未利用エネルギー活用状況
 ③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況
 ④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）
 ⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を
 以下の表に当てはめた場合、評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成29年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.775未満	25
	0.775以上	20
②平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%超 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書 ^(※) の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

(※) 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。

譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、水産庁長官に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」

用 語	定 義
①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成29年度の二酸化炭素排出係数の数値とする。
②平成29年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成29年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成29年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成29年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成29年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

用語	定義
	<p>3. 平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成29年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>① 平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>② 平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。</p> <p>③ 平成29年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2. 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成29年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

用語	定義
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う <p>等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>